

## 令和5年第6回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和5年6月26日(月)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 樋渡 奈奈子  
委員 林 幹字 委員 小野 聡子  
委員 高田 彩
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
教育部長 中野 裕夫  
次長兼教育総務課長 麦嶋 潔  
理事兼学校教育監 佐藤 英樹  
生涯学習課長 水越 森蔵  
文化財課長 武田 健市
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐藤 良彦
- 8 開会の時刻 午後5時45分
- 9 議事日程
  - 日程第1 前回議事録の承認について
  - 日程第2 議事録署名委員の指名について
  - 日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告
  - 日程第4 議事
    - (1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経る  
報告第10号 べき事件の議案の作成に係る意見(工事請負  
契約の締結))
    - (2) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和5年度多賀城  
報告第11号 市一般会計補正予算(第3号)に対する意見)
    - (3) 議案第13号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の  
人事について
    - (4) 議案第14号 多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事に  
ついて
    - (5) 議案第15号 多賀城市文化財保護委員会委員の人事につ  
いて

- (6) 議案第 16 号 令和 6 年度多賀城市立小・中学校使用教科  
用図書の採択基準について
- (7) 議案第 17 号 特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計  
画の計画期間について

日程第 5      その他

## 教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

### 日程第1 前回議事録の承認について

## 教育長

はじめに、令和5年第4回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ございませんでしょうか。小野委員。

## 小野委員

一箇所11ページですが、私が発言したところの2行目で、「男女の構成比というのは聞いてはいけないのでしょうか」と確かに言ったのですが、この部分をカットしていただければということなのですが。このまま載せていた方がいいですかね。

委員会の男女構成比が例えば何パーセントという決まりがあるのかということを知りたかったのに、男女の構成比というのは聞いてはいけないのでしょうかとなっていたので、どうかと思ったもので。

## 教育部長

その部分がなくとも前後の繋がりという意味が通じますので、削除で大丈夫だと思います。

## 教育長

それでは、その部分は削除ということで、調製したいと思います。その他、何かありますでしょうか。樋渡委員。

## 樋渡委員

改めて見て、11ページの私の発言で「9名いらっしゃると、ある程度固まったところでなくて・・・」というところは、「ある程度偏ったところでなくて、」

という意味合いだったのですが。

**教育部長**

そのように訂正させていただきます。

**教育長**

それ以外は大丈夫ですね。それでは、その部分は訂正させていただきます。

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長**

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、2箇所訂正するというところで、承認されました。

## **日程第2 議事録署名委員の指名について**

**教育長**

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、小野委員、高田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## **日程第3 諸般の報告について**

### **－ 事務事業等の報告 －**

**教育長**

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

**教育部長**

それでは資料の1ページをお願いします。諸般の報告でございます。

令和5年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

初めに教育総務課関係です。5月29日、「小学校読み書き困難な児童のスクリ

ーニング研修会」を城南小学校で開催し、小学校一年生の担任等が参加しました。

6月2日、「令和5年度仙台管内教育委員会協議会総会・研修会」が岩沼市で開催され、樋渡委員、林委員、小野委員が出席いたしました。総会において菊池すみ子元委員に感謝状が贈呈されました。

6月3日及び4日の2日間にわたり、「第27回多賀城市中学校総合体育大会」が市内各中学校、中央公園、総合体育館等で開催され、熱戦が繰り広げられました。

6月8日から22日まで15日間の会期で、「令和5年第2回多賀城市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）」、「工事請負契約の締結」について、本会議及び予算特別委員会で審議されました。

一般質問は、6月15日及び16日に行われ、教育委員会関係は7名から8件の質問が行われました。回答要旨はお手元に配布した別紙のとおりです。

続いて生涯学習課関係です。

6月1日、「青少年育成センター運営協議会」を開催し、令和4年度の事業報告、令和5年度の事業計画案などが承認されました。

6月8日、「令和5年度少年の主張多賀城市大会」を高崎中学校で開催し、当校の生徒と来賓者も含め約581名が参加しました。優秀賞に選ばれた高崎中学校の伊藤百花さんと、優良賞の多賀城中学校の阿部文音さんが、7月4日に第二中学校で開催される仙台地区大会に出場します。

前回報告時以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから5ページに記載の別表のとおりでございます。

最後に文化財課関係です。

5月31日、古代米の田植えを特別史跡内の市川字館前地区で実施し、歴史的食文化体験学習として城南小学校、多賀城八幡小学校、多賀城東小学校の5年生232名が参加しました。

5月27日、令和5年度資料展「地域の文化財ー市川村・浮島村ー」の関連企画として、地域住民によるギャラリートークを埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催しました。詳細は次のページの別表のとおりでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。下段でございます。令和5年6月26日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

## 教育長

それでは、ただ今の報告について質疑ございませんでしょうか。樋渡委員。

## 樋渡委員

2ページからなのですが、5月31日「多賀城はじめてスマホ会in中央」ということで、それから何回かにわたってスマホの教室、講習会が開催されています。大変いいことだと思うのですが、何か一つの事業者に偏っているという言い方も変なのですが、次に実施する際は別の事業者と取組むということが良いのではと考えたのですが。

また、操作も機種によって差があって、個人的にも違ってきたりも思うので、シリーズ化する時には他の事業者との取組も必要と考えたものですから、意見を述べさせていただきました。

## 教育長

生涯学習課長。

## 生涯学習課長

こちらの公民館で行う社会教育事業としては、確かにそのような視点は大切だと思います。

ただ、今回の事業は、多賀城市がソフトバンクと連携協定を結んでおりまして、ICT推進室が主催しております「高齢者向けのスマホ教室」を各公民館で実施しているというものです。その分はICT推進室と公民館の共催ということで、企業と多賀城市がタッグを組んで普及推進を図っているという事業の1つです。ですから、一つの事業者と取組んでいる状況でございます。

## 樋渡委員

分かりました。ソフトバンクは3.11の大震災の時になかなか電話が通じない時に凄く精力的にアンテナを建てて、繋がるようにしたとか、医療の方でも個別に支援等をされているので、このような支援は有り難いと思っています。

ただ、いろいろな面で多くの事業者との連携があった方がいいのかと思いましたが、内容を伺ってみました。

## 教育長

よろしいでしょうか。その他ありますでしょうか。高田委員。

## 高田委員

年間を通して、青少年教育ですとか、高校生以下の子ども達に向けた事業はど

の程度あるのか。市民の方から「Line等で多賀城市の情報はたくさん来るけども、高齢者のスマホ講座等ばかりで、中高生を対象としたものが少ないのよね」という声をいただきまして、改めて振り返ってみると確かに高校生以下の子ども向けの事業が印象として少ないかなと思ひまして、どれぐらい割合として計画されているのか伺わせていただければと思ひます。

## 教育長

生涯学習課長。

## 生涯学習課長

高校生以下の子ども達でよろしいでしょうか。

## 高田委員

そうですね、高校生までの子ども達です。

## 生涯学習課長

今手元に資料がないのですが、基本公民館の事業というのは、青少年向け、成人向け、高齢者向け、あともう一つ家庭教育という視点で、分野を切り分けて実施しています。ただ、高齢者向けの事業が多いのですが、4つあるけれども全体の三分の一くらいが高齢者向けだと思います。その他子ども達向けというのも、小学生向けは結構実施しているのですが、ご指摘の通り中学生、高校生向けというのは、正直ちょっと少ないかもしれません。

ただ、成人向けの中で中学生や高校生は合わせて受けられると思うので、次回までに3公民館の事業の割合などを資料として皆さんに確認していただければと思ひます。

## 高田委員

ありがとうございます。

## 教育長

よろしいでしょうか。樋渡委員。

## 樋渡委員

お願いなのですが、高齢者が電話をなかなか使いにくいということで、市の広

報でもこれから SNS 等いろいろなものを使ってというところで、高齢者をターゲットにしていくとか。もう一つは、企業側でも高齢者向けの簡単な機種をとことこの2つがあると思うのですが、一番初めに親が子どもに携帯を持たせる時に、4、5年前だったかアメリカで「初めてそういうものを持つ時のお約束」というか、親子でのお約束というのを記事で読んだことがあるのです。

初めてスマホを持つ際、使い方の前にそういうことを通して、まずお約束事とか、気を付けなくてはいけないこととか、そういうことの教育というか、そういう機会があればいいのかなと思ったのが一つ。

それと、逆に中学生や高校生では、使い慣れてはいるけれども、SNSを通した犯罪とかも含めたところで、改めてそう言うところの危険性とか、使うことでの注意点とかの警告になるようなお話ということがあったらいいのかなと思いましたので、今後も宜しく願いいたします。

## 教育長

学校教育監。

## 学校教育監

ただ今、樋渡委員からあったお話なのですが、それにつきまして各学校、小学校、中学校ごとに行っています。10年くらい前は中学校で行っていたのですが、やはり携帯を持つことが低年齢化していますので、今は4年生くらいから「SNS防犯教室」を実施しています。これは警察や、各電話会社などいろいろな機関がありますので、問い合わせして実施しています。

教育委員会側でお願いしていますのは、親子で是非見てください。子どもだけで見たり、親だけが見るのではなくて、親と一緒に教室にして、一緒に見てもらうようお願いしています。

中身は課金、お金をたくさんかけるということと、なりすましと言って、おじさんが女子中学生になりすまして写真の交換をすとかで、見た後ちょっと気持ち悪くなるくらい怖いと思うような内容ですが、親子で見ってもらうよう教育委員会では働きかけています。

## 樋渡委員

ありがとうございます。

## 教育長

よろしいでしょうか。小野委員。

### 小野委員

1 ページの教育総務課関係のところ、5月29日の「スクリーニング研修会」なのですが、実際、先生方が参加してどうだったのかということ、簡単にお聞きしたいなと思いました。

もう一点は文化財課関係で、一番下のところなのですが、古代米の田植えは昨年度も実施したのですよね。収穫したお米はどうなるのかということだけ教えてください。

### 教育長

学校教育監。

### 学校教育監

本年度新たに始めた事業が、「小学校読み書き困難な児童のスクリーニング研修会」です。対象は小学校の新1年生です。一年生担任の先生がクラス全員の子ども達にひらがなを提示してどれだけ読めるかということ調査します。

この研修会には、今協力を得ています総合研修センターの医師の佐藤先生をはじめ、研修センターの方も来ていただいて、実際に担任の先生がどのように調査していくのか、先進校の天真小学校と城南小学校で佐藤先生に検査をしてもらいます。その他の学校の先生方も検査方法を見ないと自信がないということで、他校の一年生担任、校長先生や教頭先生が来ていただいた学校もあります。佐藤医師が行っている検査について、実際見て勉強をしています。

また、当日参加できなかった方のために教育委員会でビデオを撮ってネット配信するようにしています。有意義な研修となっています。

### 教育長

文化財課長。

### 文化財課長

食文化体験で実施しています古代米の関係なのですが、刈り取った古代米は城南小学校では、コロナ禍以前は給食等で食べるころまで体験していただきました。ただコロナ禍で中断していましたので、今年度は再開しようと考えております。まだ学校とはこれから調整となるのですが、文化財課としては復活さ

せたいなと思っています。

あと宇宙米といって、宇宙に持っていったお米が戻ってきているのですが、そちらに関しては昨年度、1平方メートル余りの範囲で作付けしたのですが、今年度はそれが14メートル掛ける8.5メートル余りと拡大して、だいぶ広い範囲に作付けできるようになりました。今年もその種を収穫しまして、来年度また拡大して作付けできるのではと思っているところです。

## 教育長

宇宙に行った古代米の子孫を増やしていくということで、それをどうにかするのはこれから子ども達が考えていくということになります。

その他何かございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## 教育長

それでは、以上で事務事業等の報告を承認します。

### 日程第4 議 事

#### 臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案報告第10号 案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））

## 教育長

これより、議事に入ります。

はじめに、「臨時代理事務報告第10号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（工事請負契約の締結））」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

## 文化財課長

それでは、「臨時代理事務報告第10号 臨時代理の報告について」を御説明いたします。

はじめに、本契約につきましては、本年第3回教育委員会定例会のその他において、特別史跡多賀城跡復元整備事業について説明させていただきました、仮称景観交流ガイダンス施設、今回名称を多賀城跡ガイダンス施設と改めましたけれども、

こちらの建設工事となります。

当該工事につきましては、3月30日開催の市議会臨時会におきまして、令和5年度予算の増額補正を行い、併せて2か年の工事となりますことから、令和6年度の債務負担行為を設定したものです。各年度の事業費は、令和5年度予算が1億5,000万円、令和6年度予算が9,000万円の、合計2億4,000万円の計上となります。

主な財源につきましては、社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業とし、補助率は2分の1となります。議案の7ページをお願いします。

臨時代理事務報告第10号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

9ページをお願いします。令和5年5月29日付けで、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」、下段記1に記載があります「令和5年度(仮称)多賀城跡ガイダンス施設建設工事」について、令和5年第2回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

戻りまして、8ページをお願いします。臨時代理書でございますが、当該議案に係る意見につきましては、記載のとおり、異議がない旨を回答したものです。

続きまして、内容をご説明しますので、10ページの資料をお願いします。

工事請負契約の締結について説明します。

予定価格が1億5,000万円以上の工事契約案件になりますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めたものです。

1 契約の目的ですが、記載の工事件名となります。

2 契約の方法は、総合評価方式による制限付き一般競争入札です。

3 契約金額は、2億3,870万円、4 契約の相手方は、伏谷建設株式会社でございます。11ページの入札執行調書をお願いします。

当該契約につきましては、5月24日、市役所6階の601会議室において入札を執行いたしました。入札者及び入札価格等の結果は、こちらの調書のとおりでございます。

入札種別につきましては、さきほど説明したとおり、「総合評価方式による制限

付き一般競争入札」です。

この入札は、設計金額が3,000万円以上となる建築、土木工事のうち、入札者の施工能力、施工実績と入札価格を一体として評価することが適当であると認められる工事について行うものであります。下段をご覧ください。

予定価格及び調査基準価格は、記載のとおりです。

今回の入札の結果、入札価格が予定価格を上回ったものの、入札価格と予定価格が僅差であったことから、入札価格が最も低かった伏谷建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約に移行し、12ページの見積もり開封調書のとおり金額で決定したものであります。

なお、当該工事につきましては、6月19日の議会での議決を経て、本契約に移行しております。

続きまして、工事概要について説明いたしますので、13ページの工事概要書をご覧ください。

「1の件名」及び「2の施工場所」につきましては、記載の通りでございます。

次の「3の工事期間」につきましては、契約締結の翌日から令和6年9月30日までの工期となるものでございます。

次の「4の工事概要」についてですが、今回建設する「(仮称)多賀城跡ガイダンス施設」の建物構造は、鉄骨造の平屋建て、敷地面積は912.92㎡、床面積は243.65㎡で、主要室は、展示室、管理室、各種トイレ、授乳室等となっており、加えて駐車場整備等の外構工事を行います。それでは、14ページ「位置図」をご覧ください。

ガイダンス施設の建設地は、南門から南に100mほど下がった、中央公園敷地内の市道水入線に隣接する箇所<sup>いざな</sup>に建設いたします。

このガイダンス施設は、特別史跡多賀城跡を中心とした歴史的景観の素晴らしさを伝え、更には、多賀城政庁や復元された多賀城南門へ「誘う」ための施設として整備いたします。続いて、15ページの平面図をご覧ください。

まず、横長の一点鎖線で示した範囲は、敷地を表しております。

この敷地の範囲中央に、太く実線で示しているのがガイダンス施設の内部、太線のやや外側を巡る三角形の点線は、屋根の軒先の範囲を示しています。

ガイダンス施設の内部でございますが、平面図の正面中央がエントランスで、建物中央に約161㎡の展示室を配置します。また、展示室の左側になりますが、管理室をはじめ、男子トイレ、バリアフリートイレ、女子トイレ脇に授乳室、倉庫を整備いたします。

なお、建物建設と合わせて、市道水入線側に駐車場を整備いたします。

次に、下段の完成予想図ですが、これは、エントランス側から見た完成予想となります。

今回建設するガイダンス施設は、古代多賀城をイメージできるように、大和葺きの寄棟の屋根や、格子・真壁をモチーフにした外壁で仕上げることをしています。

また、施設の北壁、完成予定図の右側になりますが、床面から天井面まではガラスを採用し、採光に考慮した開放感のある建物として整備いたします。

以上で、工事概要の説明を終了させていただきます。

## 教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。樋渡委員。

## 樋渡委員

分からないので教えていただきたいのですが、10ページのところで契約金額は2億3,870万円となっているのですが、入札執行調書の第3回のところで伏谷建設株式会社が2億1,800万円ということで、ある程度税額を入れても契約金額に至らないと思うのですが、他のことも加味されてこの契約金額になっているのかということと、あと、入札を3回しても契約に至らなかったから随意契約という形は、これまでもあるのかどうかというのが、まず一点です。

それから、多賀城跡ガイダンス施設ということで、そのガイダンスという言葉自体が施設の名前として使われることが一般的かどうかというのが一つと、この14ページの図だと公衆トイレというのは、またそことは別にいっぱい丸印で描いてあるのがトイレの略図なのではないでしょうか。この14ページの位置図でガイダンス施設があって中央公園の脇にトイレがあるので、それがあれば十分だからガイダンスの中は、数が1つずつ程度になっているのでしょうか。その点を教えていただければと思います。

## 教育長

文化財課長。

## 文化財課長

まず一点目の入札の関係なのですが、入札において1回目で決まらない時は3回まで入札を行うこととなっております。それで今回の入札では予定価格の2億1,700万円には至らなかった訳なのですが、先ほども説明させていただいたように、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づきまして最も価格が低かった伏谷建設株式会社と随意契約という手続きに移行しているところ です。

それで、12ページの見積もり開封調書にあるように2億1,700万円と、こちらの予定価格と合致しましたので、これで契約を締結しているということでございます。

## 樋渡委員

入札というのは、ここだと一番初めに三者が入札に参加されて、2回目では宮城工務店株式会社が辞退され、結局二社になっているのですが、このように一回目でうまくいかなかった場合、他者に声をかけるとか、そういうことはないのでしょうか。

## 文化財課長

こちらの入札に参加された方、三者で入札を執行していく訳なのですが、1回目で一社が辞退されたので、2回目、3回目は残りの二者で入札を行うということでございます。

## 教育長

文化財課長。

## 文化財課長

二点目のガイダンス施設の名称関係ですが、文化施設に関しましては、いろいろと史跡の整備をしている所があるのですが、ガイダンスと使う施設名称が多い状況です。例えば、近隣ですと陸奥国分寺、仙台市の「陸奥国分寺・国分尼寺ガイダンス施設」という名称でございますし、比較的一般的に使用されています。案内する施設ですよということで、文化財課関係でガイダンス施設としているの

が一般的なようです。

もう一つの公衆用トイレですが、ちょっと図面が見難くて申し訳ないのですが、14ページの図の公衆用トイレと表記してある左下の方にちょっと四角で太く囲っている場所があるのですが、こちらが中央公園の公衆トイレになっております。ガイダンス施設とは別に中央公園にも公衆トイレがありますので、ガイダンス施設に関しましては、男性用、女性用、そして、バリアフリースイートイレを一基ずつ設ける予定としています。

## 樋渡委員

ガイダンス施設に何人か、どれくらい集まるか分かりませんが、見学と合わせて時に中で何か行ったり、結構多くの人 came 時に足りないかなと思ったのですが、その時は「公衆用トイレをご利用ください」と誘導する考えでよろしいのでしょうか。

## 文化財課長

ガイダンス施設は、駐車場も中央公園側に設置したものを利用させていただきたいと思っておりますし、来訪者の導線としては、駐車場から公衆用トイレを通して、ガイダンス施設に至る経路を考えています。

## 教育長

その他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## 教育長

その他質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第10号について承認します。

### **臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する意見）**

## 教育長

次に、「臨時代理事務報告第11号 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

## 次長

それでは、「臨時代理事務報告第11号について」を御説明いたします。議案の17ページをお願いします。

臨時代理事務報告第11号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

19ページをお願いします。

令和5年5月29日付けで、市長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）の調製について意見を求められ、市長あて臨時代理により回答したので、報告するものです。左側18ページを御覧ください。

臨時代理書でございますが、異議がない旨を回答しております。

お手元に臨時代理事務報告第11号関係資料をお配りしておりますので、そちらをお願いします。

それでは、教育委員会所管に係る内容をご説明いたします。はじめに、2・3ページをお願いします。

こちらは、歳入、歳出予算に係る補正額の総括表です。

2ページは歳入補正に係る総括表ですが、下段の太枠で囲まれた欄にありますとおり、今回の補正額が4億5,423万4千円となっており、うち、教育委員会所管については、表中で具体的に示されておりませんが、上段記載の15款1項の国庫負担金、16款3項の県委託金、22款市債で増額の補正予算を計上させていただいており、その総額は8,738万6千円となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

次の3ページをお願いします。こちらが、歳出補正に係る総括表です。

下段太枠で囲まれた欄にありますとおり、一般会計全体で、歳入補正と同様に、総額で4億5,423万4千円の増額補正となっており、うち、教育委員会所管分は、10款教育費で1,015万5千円、11款災害復旧費で7,723万1千円の補正増となっております。それでは、14・15ページをお願いします。

歳出予算からご説明いたします。

10款1項2目「事務局費」で、15万3千円の増額補正です。

説明欄1「教職員研修支援事業」で、12節委託料 学力向上マネジメント事業 学力検査業務等委託料の増額ですが、宮城県から委託されている学力向上マネジメント支援事業の実施内容のうち、小学2年生から中学2年生までは年2回、小学1年生及び中学3年生は年1回、学力検査を実施することとされておりました。

今般、中学3年生の学力検査についても年2回の実施とするよう事業内容が拡充されることとなったことから、拡充分の学力検査業務委託料を増額するものです。

続きまして、4項1目「社会教育総務費」で、補正額は増減ありませんが、説明欄1「生涯学習課庶務事務」におきまして、社会教育施設等の予約管理を行うシステムの現在のリース期間が令和6年3月末をもって満了を迎えることから、新システムを構築する業務に要する経費について、国庫支出金（デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ）の採択を受けましたことから、財源の組み替えを行うものです。

次に、2目「社会教育振興費」で、340万円の増額補正です。

説明欄1「文化センター管理運営事業」で、18節負担金、補助及び交付金340万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターが行う令和5年度コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成事業の募集におきまして、文化芸術で地域交流プログラムを行う事業費です。当該事業は、指定管理者が実施する事業で、助成金交付の採択を受けたことから増額するものです。

次に、6目「埋蔵文化財調査センター費」で、40万3千円の増額補正です。

説明欄1「出土品等整理保存事業」の増額補正は、特別収蔵庫くん蒸業務に係る付帯業務の追加が必要となったことから、12節委託料を増額するものです。

恐れ入りますが、資料の16・17ページをお願いします。

5項1目「保健体育総務費」で、115万5千円の増額補正です。

説明欄1「社会体育施設等管理運営事業」で、10節需用費の増額補正は、総合体育館の給湯用ボイラー及び市民プールのシャワー用の給水管が経年劣化により、修繕が必要となりましたことから、その費用について増額するものです。

続きまして、2目「学校給食管理費」で、504万4千円の増額補正です。説明欄1「学校給食調理事業」で、12節委託料の増額補正は、食材料費が高騰する中、学校給食の質や量を落とすことなく、学校給食を提供するとともに、学校給食費徴収金の上昇を抑え、市内公立小中学校児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、食材発注業務の委託料を増額するものです。

今回の補正額の算定につきましては、令和5年度当初予算編成時点における食材価格と直近の価格との差額をもとに、その値上がり分を物価高騰分として計上しております。

値上がりしている主な食材としましては、主食分としてパンと牛乳、副食分としては肉や魚などが挙げられます。

これら試算額を児童生徒1食あたりに置き換えますと、令和5年度当初予算では約35円程度の増額でしたが、補正後の予算では約40円程度の増額となるも

のです。

また、今回の補正においては、当初予算に計上しておりました物価高騰に係る食材料費3,490万6千円に対しましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源活用が認められましたことから、財源の組み換えを併せて行うものです。

続きまして、11款2項1目「公立学校施設災害復旧費」で、7,723万1千円の増額補正です。

説明欄1「小学校施設災害復旧事業」で、4,774万7千円及び、説明欄2「中学校施設災害復旧事業」で、2,948万4千円の計上でございます。

ここで、最後の18ページをお開き願います。

この資料は、令和4年3月16日に発生した福島県沖の地震により、小中学校の校舎、体育館等の建物内外にひび割れや欠損が生じたことや、校舎と校舎の繋ぎ目にあるエキスパンションジョイントが破損したこと等により、復旧対応が必要な箇所の内容を整理したものです。

これら被害箇所の復旧に必要な予算を計上するものでございます。

なお、早急な対応が必要であった被害箇所につきましては、児童・生徒の安全確保のため、昨年度中に既決予算で対応し、既に復旧工事を終えておりますので、今回は比較的緊急度の低い被害箇所の復旧工事を、市内小中学校10校で行うものでございます。

以上で、歳出予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明いたします。資料の8・9ページをお願いします。

15款1項3目「教育費国庫負担金」で、4,583万9千円の増額補正を行うものです。

教育総務課の説明欄1「公立学校施設災害復旧費負担金」で、4,522万円は、先ほど歳出の災害復旧費で御説明いたしました「小学校施設災害復旧事業」の工事請負費4,774万7千円のうち、災害査定の対象となる見込み費用3,946万9千円に補助率3分の2を乗じた2,631万円と、「中学校施設災害復旧事業」の工事請負費2,948万4千円に令和4年度に予備費を充用して事前着工した第二中学校体育館の工事費589万4千円を加えた合計額のうち、災害査定の対象となる見込み費用2,836万6千円に補助率3分の2を乗じた1,891万円をそれぞれ計上するものです。

次に、学校給食センターの説明欄1「保健体育施設災害復旧費負担金」61万9千円は、令和3年度に既決予算で事前着手した学校給食センターの災害復旧に係る修繕費260万1千円のうち、災害査定の対象となる見込み費用92万9千円に補助率3分の2を乗じた61万9千円を計上するものです。

続いて、10・11ページをお願いします。

16款3項2目「教育費負担金」で、15万3千円の増額補正をするものです。これは、歳出で御説明申し上げました「教職員研修支援事業」で学力向上マネジメント事業学力検査業務委託料の増額補正に伴い、宮城県からの委託金が増額されることから補正するものです。

ここで恐れ入りますが本日机上に追加配布いたしました補正予算関係の資料をお願いいたします。

表紙を開いていただきまして、中段の21款5項2目「雑入」で、生涯学習課関係の説明欄1「コミュニティ事業助成金」の340万円につきましては、先ほど歳出の「文化センター管理運営事業」で御説明した、いわゆる宝くじ助成事業の採択を受けましたことに伴い、歳出予算と同額を補正するものです。

再度、先ほどの臨時代理事務報告第11号関係資料にお戻りいただき、12・13ページをお願いします。

22款1項6目「災害復旧事業債」で2,060万円の増額補正です。

教育総務課の説明欄1「小学校施設災害復旧事業債」及び説明欄2「中学校施設災害復旧事業債」につきましては、歳出で御説明いたしました「小学校施設災害復旧事業」及び「中学校施設災害復旧事業」の増額補正に対する地方債補正です。

次に、学校給食センターの説明欄1「保健体育施設災害復旧事業債」で30万円の増額補正は、歳出で御説明いたしました「学校給食センター災害復旧事業」に対する地方債補正です。

これら災害復旧事業債にあつては、起債充当率は、地方負担分の90%となっており、後年度に生じる元利償還金の95%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものです。

最後に、今回の補正予算による市債全体について説明させていただきますので、恐れ入りますが資料の4ページをお願いします。

第2表 地方債補正ですが、この表の下段の計の欄をご覧ください。

一般会計における市債全体の起債限度額を記載しております。

補正前の起債限度額の総額12億450万円に対し、今回、小学校施設災害復旧事業で1,180万円、中学校施設災害復旧事業で850万円、保健体育施設災害復旧事業で30万円をそれぞれ増額いたしますので、補正後の起債限度額の総額が13億3,390万円となるものです。

なお、今回起債限度額と変更となる市債の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の内容と同じでございます。

以上で、臨時代理事務報告第11号の説明を終わらせていただきます。

## 教育長

それでは、ただ今の説明につきまして質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## 教育長

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第11号について承認します。

### **議案第13号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について**

## 教育長

次に、議案第13号「多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について」を議題といたします。内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

## 次長

それでは、議案第13号「多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事」について説明いたします。21ページをお開き願います。

本件は、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の任期が令和5年6月30日をもって任期満了することに伴い、新たに委嘱するものでございます。

22ページをご覧ください。

多賀城市学校給食センター運営審議会につきましては、表の上段に記載のとおり令和5年7月1日から記載の方々に委員を委嘱するものでございます。表の上から、順に紹介いたします。

多賀城市学校給食センター条例施行規則第3条第1号に掲げる市立学校の校長としまして、多賀城東小学校長、三塚隆洋様、山王小学校長、千葉雅弘様、多賀城八幡小学校長、澤井文彦様、多賀城中学校長、中里和裕様、東豊中学校長、阿部欽一様、以上5名の方を新たに委嘱いたします。

次に、同条第2号の児童生徒の保護者としまして、多賀城小学校父母教師会長、星山純一郎様、天真小学校父母教師会長、鈴木幸也様、城南小学校父母教師会副会長、加藤千恵様、第二中学校父母教師会長、栗山篤史様、高崎中学校父母教師会長、博田由紀子様、以上5名の方を新たに委嘱いたします。

次に、同条第3号の関係行政機関の代表者としまして、県塩釜保健所環境衛生部

技術副参事兼総括次長、小山雅彦様を新たに委嘱いたします。

次に、同条第4号の学識経験者としまして、塩釜地区薬剤師会薬剤師叶佐江子様、仙台農業協同組合多賀城支店長遠藤剛様、以上2名の方を引き続き委嘱いたします。以上、13名の方々が多賀城市学校給食センター運営審議会委員となります。

下段の多賀城市学校給食センター条例（抜粋）をご覧ください。

下から3段目ですが、条例第5条の第3項に「委員の任期は、2年とする。」とありますので、新たに委嘱する委員の任期は、令和7年6月30日までとなっております。説明は以上でございます。

#### 教育長

それでは、ただ今の説明につきまして質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

#### 教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第13号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### 教育長

質疑がないものと認め、議案第13号について原案のとおり決定します。

### 議案第14号 多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

#### 教育長

次に、議案第14号「多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について」を議題といたします。内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

#### 生涯学習課長

それでは、「議案第14号 多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について」

説明させていただきます。23ページをお願いいたします。

これは、同委員に1名の欠員が生じていることから、23ページの表に記載の渡辺圭祐氏に対して委嘱を行うこととするものです。24ページをお願いいたします。

ページ下の方に条例の抜粋を掲載しております。本市におけるスポーツ推進審議会委員は、条例第3条第2項の規定により学識経験のある者、関係行政機関の職員、教育委員会が必要と認める者から委嘱すること、同条第1項の規定により定数は10名以内とすること、同条第3項の規定により任期は2年とすると定めております。

5月24日に開催いたしました第5回定例会において、10名中9名の委員の任命について決定し、委嘱しているところですが、その際にも説明させていただきましたが、もう1名の委員について調整を進めておりました。

上の表を御覧ください。委嘱予定者及び現委員の氏名、現職等、条例による位置付けを掲載しておりますので、御確認ください。項番3の渡辺圭祐様を新たに委員として委嘱することとするものです。

この表の上部に記載しておりますが、現在の任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなっておりますが、新たに委嘱する委員の任期については、条例第3条第3項ただし書きの規定により、発令の日から令和7年5月31日までとなります。説明は以上となります。

## 教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

## 教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第14号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 教育長

質疑がないものと認め、議案第14号について原案のとおり決定します。

## 議案第15号 多賀城市文化財保護委員会委員の人事について

### 教育長

次に、議案第15号「多賀城市文化財保護委員会委員の人事について」を議題といたします。内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

### 文化財課長

それでは、議案第15号「多賀城市文化財保護委員の人事について」を説明させていただきます。25ページをご覧ください。

本件は、前多賀城跡調査研究所長であった高橋栄一氏の後任として、現多賀城跡調査研究所長である吉野武氏を、本年7月1日付けで委嘱するものです。26ページをご覧ください。

上段に文化財保護委員会委員の名簿、中段に委員の専門分野別の構成、下段に関連する条例、規則を抜粋しております。

条例・規則のうち、下段の多賀城市文化財保護条例施行規則第2条によりまして、多賀城市文化財保護委員の委員は、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が任命すること。中段の多賀城市文化財保護条例第6条第2項で、委員会は委員10人以内をもって組織することが記されています。

同条第3項には、委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするとなっております。後任者の吉野武氏につきましては、項番9にございますように、多賀城跡調査研究で多賀城跡の歴史的な展示を長年実施している方でございます。

任期につきましては、令和5年7月1日から令和6年7月31日までとなります。以上で説明を終わります。

### 教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

### 教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第15号について、御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 教育長

質疑がないものと認め、議案第15号について原案のとおり決定します。

### 議案第16号 令和6年度多賀城市立小・中学校教科用図書の採択基準について

## 教育長

次に、議案第16号「令和6年度多賀城市立小・中学校教科用図書の採択基準について」を議題といたします。内容につきましては、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

## 学校教育監

それでは、議案第16号「令和6年度多賀城市立小・中学校教科用図書の採択基準について」説明させていただきます。27ページをご覧ください。

令和6年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について、別紙のとおり制定するものです。28ページを御覧ください。

令和6年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書採択基準(案)ですが、多賀城市教育委員会及び多賀城市立小・中学校教職員が教科用図書の調査研究を行う場合は、次に示す項目及び観点を基準とするものです。令和6年度は特別の教科道徳を含めた小学校の教科書の改訂、そして、特別支援学級の教科書の改訂となります。これから採択基準を御説明いたします。

はじめに、1の小学校で使用する「各教科」教科用図書採択基準は、1から4までの4項目あります。それぞれの項目を抜粋して説明します。

「(1)内容に関すること」としては、「ア 学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されているか」などを含め5点、「(2)組織と配列に関すること」としては、「ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか」などを含め5点、「(3)学習と指導に関すること」は、「ア 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮されているか」などを含め5点、「(4)表現と体裁等に関する

ること」としては、「ア 表記、表現が適切であるか」などを含め5点の観点を基準とするものでございます。29ページを御覧ください。

続いて2 小学校で使用する「特別の教科 道徳」教科用図書採択基準は、(1)から(4)までの4項目あります。項目と観点数のみで割愛させていただきます。

「(1)内容に関すること」で5点、「(2)組織と配列に関すること」で5点、「(3)学習と指導に関すること」で5点、「(4)表現と体裁等に関すること」で5点です。続いて30ページを御覧ください。

3の小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準は、(1)から(4)までの4項目あります。

「(1)内容に関すること」で5点、「(2)組織と配列に関すること」で4点、「(3)学習と指導に関すること」で5点、「(4)表現と体裁等に関すること」で5点です。

示した観点をもとに、小学校で使用する「各教科」並びに「特別の教科 道徳」、小中学校で使用する特別支援学級における第9条の規定による教科用図書の採択を行う基準とするものです。

なお、毎年行われている教科書展示会は6月14日水曜日から7月4日火曜日まで塩竈市民図書館において、開催されておりますので、この採択基準案を基に教科書を閲覧するよう各学校に通知しております。

今後、各学校からは、どの教科書を希望するかを提出してもらい、本市教育委員会で承認していただいた後、7月14日金曜日に開催される地区採択協議会に、多賀城市の希望として報告いたします。

その結果、令和6年度から使用する教科書について、7月の第7回教育委員会定例会にお諮りいたします。以上で説明を終わります。

## 教育長

それでは、ただ今の説明について質疑はございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

## 教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第16号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 教育長

質疑がないものと認め、議案第16号について原案のとおり決定します。

### 議案第17号 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画の計画期間について

## 教育長

次に、議案第17号「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画の計画期間について」を議題といたします。内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

## 文化財課長

それでは、議案第17号「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画の計画期間について」を御説明いたします。資料31ページを御覧ください。

この保存管理計画の計画期間は、平成23年度を初年度とする10年間の時限的な計画期間と定めていたものを、令和2年第10回定例会において、計画期間を令和4年度まで2年間延伸したものでございますが、今回、さらに令和7年度までの3年間の延伸をすることについて、御審議いただきたいと存じます。

32ページをお開きください。こちらの中段以降を御覧いただきたいのですが、前回、令和4年度までの延伸を行った際は、主な計画内容に記載のとおり、S重点遺構保存活用地区、これは多賀城跡政庁から南門周辺までの地区になりますが、この重点遺構保存活用地区の公有化の進展や、今後の地区区分の取扱い、公有化方針の見直し等の対応が必要と判断し延伸したところでございますが、今般、南門及び周辺地区の復元整備が令和6年度まで見込んでいること、供用開始後の観光客や交通量など環境の変化を踏まえ、史跡の活用及びまちづくりについて、地区の皆様との十分な協議を重ねる必要があること等、新たに対応すべき事項が生じておりますことから、現行計画の計画期間を3年間延伸いたしまして令和7年度までとするものでございます。

33ページに現行計画の計画期間延伸の理由、34ページは参考として、宮城

県の整備計画の全体構想を掲載しておりますので、御参照願います。  
以上で説明を終わります。

**教育長**

それでは、ただ今の説明について質疑はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長**

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第17号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長**

質疑がないものと認め、議案第17号について原案のとおり決定します。

## **日程第5 その他**

**教育長**

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。ありませんか

(「ありません」の声あり)

**教育長**

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和5年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時52分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐藤 良彦

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和5年7月26日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印